

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化が急速に進み、住民の価値観が複雑・多様化する一方、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせることが求められています。

一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加する中で、家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、地域住民相互の社会的つながりも希薄化するなど地域社会は変容し、子育て家庭の孤立、児童虐待、閉じこもりや高齢者虐待、家庭介護力の低下など様々な社会問題が発生してきており、地域における支えあい、助けあいが、これまで以上に重視される時代になっています。

また、介護保険制度、障がい者支援費制度により、利用者が事業者と対等な関係に立ち、福祉サービスを自ら選択できる仕組みが導入されました。

平成 12 年には、こうした仕組みを基本とする利用者本位の社会福祉制度の確立を目的として社会福祉法が改正され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つとして位置づけられました。

町では、社会状況の変化や社会福祉制度の改正を踏まえながら、地域福祉をより一層推進するため、「清水町地域福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、清水町総合計画（第 4 期：平成 13 年度～平成 22 年度、第 5 期：平成 23 年度～平成 32 年度）を上位計画とした地域福祉を推進する計画であり、保健福祉分野における各個別計画「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」、「次世代育成支援地域行動計画」、「健康増進計画」などと整合性を図りながら、障害者福祉計画を包含し、これらを地域において総合的に推進するもので、社会福祉法の第 107 条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられます。

また、町社会福祉協議会が策定する自主的な福祉活動を中心とした行動計画である「地域福祉実践計画」と、相互に連携していきます。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成17年度から平成26年度までの10年間とします。
なお、社会状況などの変化に対応するため、必要に応じ見直しを行います。

4 計画策定の経緯

計画の策定にあたっては、地域住民のニーズを十分把握し、それらを計画に反映していくことが必要なため、策定委員の公募、住民アンケート調査、関係団体等懇談会を実施してきました。

また、社会福祉法において地域福祉の推進を図る団体として位置づけている町社会福祉協議会と協力・連携し、庁内策定委員会により検討・協議を行いました。

(1) 清水町地域福祉計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、保健福祉等関連団体より推薦された者、公募による住民、保健福祉に関する町及び社会福祉協議会職員15名による策定委員会を設置しました。(資料編参照)

(2) 住民アンケート調査

住民の地域福祉に関する意識や生活課題などを把握することを目的に調査を実施しました。(資料編参照)

- ・調査期間 平成16年7月22日～8月6日
- ・調査方法 調査票の発送・回収ともに郵送方式
- ・標本数 20歳以上、500人
- ・回答数 235人

(3) 中高生アンケート調査

若年層における地域福祉に関する意識や生活課題などを把握するために、中学・高校生に協力を求め、調査を実施しました。(資料編参照)

- ・調査期間 平成16年8月25日～9月27日
- ・調査方法 学校を通じて、調査票を配布・回収
- ・回答数 123人

(4) 関係団体等懇談会 (聞き取り調査)

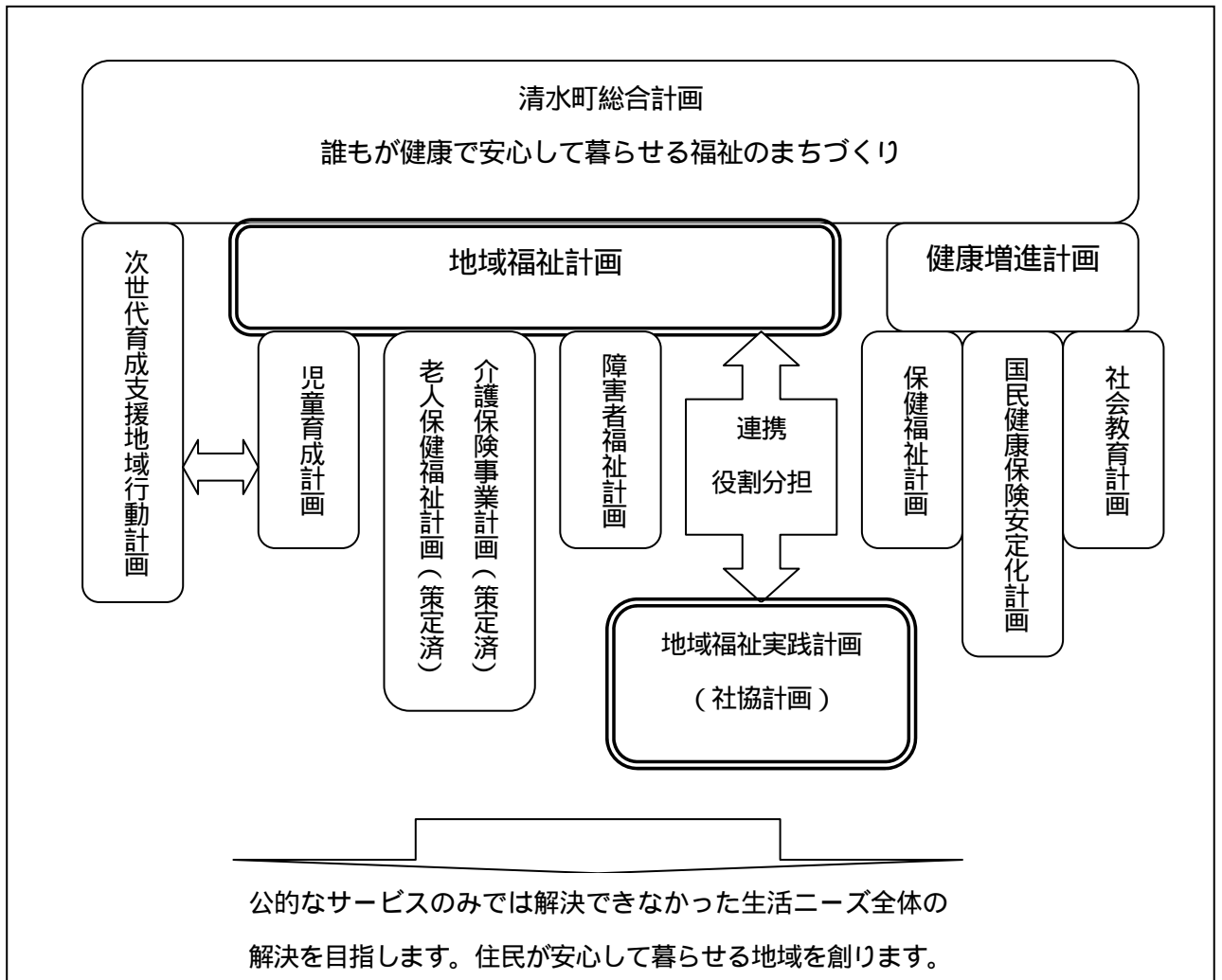
9 団体の協力により、それぞれの立場から地域福祉への思いや関わり、課題等について聞き取りを実施しました。(資料編参照)

- ・実施期間 平成 16 年 9 月 9 日 ~ 10 月 18 日
- ・実施団体 9 団体
- ・参加人数 100 人

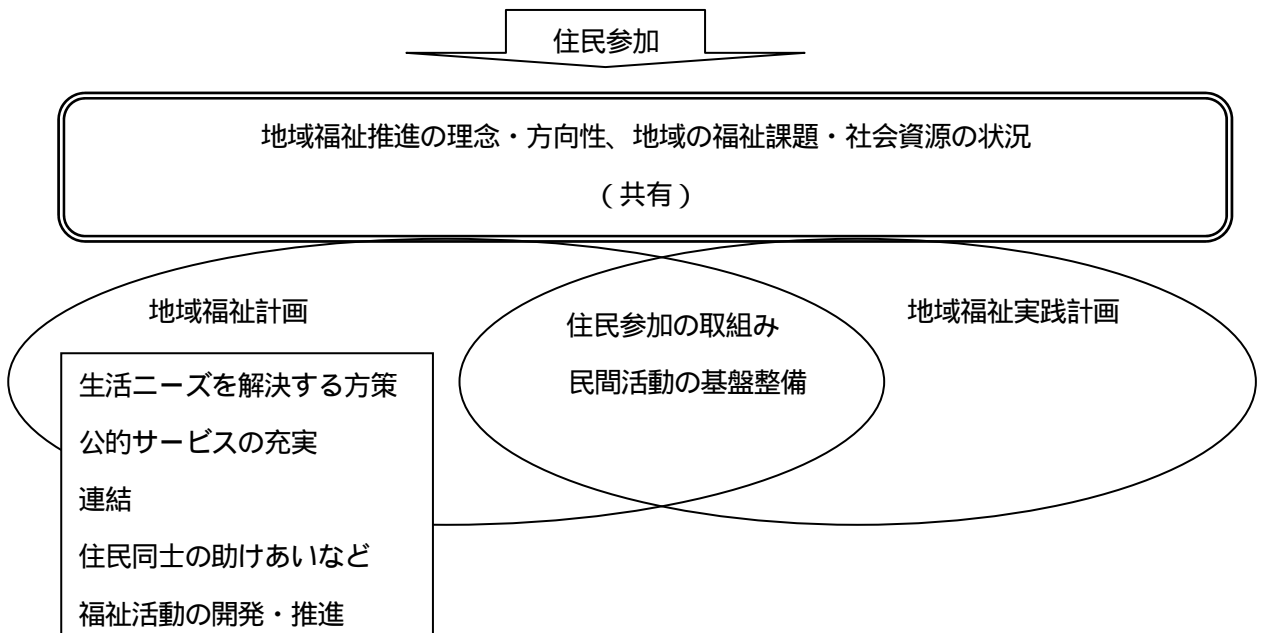
(5) 清水町社会福祉協議会との協力・連携

住民アンケート調査、関係団体等聞き取り懇談会など、社会福祉協議会と協力連携し、計画の検討・協議を行いました。

地域福祉計画（行政計画）の構成



地域福祉計画（行政計画）と地域福祉実践計画（社協計画）の関係



社会福祉法

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適正な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項